

令和7年11月27日
京都市都市計画局
住宅室住宅管理課

市営住宅の空き住戸の介護事業従事者向け社宅利用

京都市では、令和7年3月に市営住宅の空き住戸を、市民生活と密接に関わるサービスを提供する事業（介護・医療、子育て支援、交通、建設等）に従事する方々、いわゆる「エッセンシャルワーカー」向けの住戸として活用することとしました。

現在、「meetus 山科 - 醍醐」プロジェクトの一環として、山科市営住宅・西野山市営住宅・醍醐中山市営住宅で「エッセンシャルワーカー向け住宅」活用をしております。

この度、伏見区向島地域等において医療機関及び介護事業を運営されている「社会福祉法人 浩照会」が、向島市営住宅11街区の空き住戸（5戸）を活用し、介護事業に従事する職員向けの住戸として活用することとなりました。

【活用概要】

- 活用事業者 社会福祉法人 浩照会（理事長 宮脇 昭太郎）
（所在地）京都市伏見区向島二ノ丸町 151 番 81
（事業者紹介）設 立 日：平成11年11月1日設立
従業員数：715 名（常勤 546 名、非常勤 169 名／令和7年7月現在）
運営施設：6 施設（本市内 5 施設、大阪府下 1 施設）
主な取組：令和2年からベトナム・ミャンマー・インドの実習生を受け入れ、介護事業の充実に注力。日頃の勉強会や研修を通じて、介護業務やコミュニケーションスキルの向上を図り、利用者から施設内の雰囲気明るくなったとの声も。また、実習生が日本で得た知識や経験を自国に還元すること等により、介護を通じた交流が深められるよう取り組んでいる。
- 活用団地及び戸数
向島市営住宅11街区6棟 （5戸）

【参考 整備済住戸内写真 （施工業者：淡海美創(おうみびそう)）】





京都市
CITY OF KYOTO

<問合せ先>

京都市都市計画局住宅室住宅管理課活用促進第一担当

電話：075-222-3631